

諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃがーロードロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃがーロードロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの仕様)

第 2 条 ロゴマークの仕様は、別記のとおりとする。

(使用の申請)

第 3 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマークを用いる各種製作物等ごとに、諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃがーロードロゴマーク使用承認申請書（様式第 1 号）に必要書類及び製作物等の見本（製作物等の見本の添付が困難な場合にあっては、製作物等の写真その他ロゴマークの使用の内容が分かるもの。第 9 条において同じ。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市又は本市の機関が、使用する場合
- (2) 本市又は本市の機関が主催し、共催し、協賛又は後援する事業等において、本市又は本市の機関の指示により使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体が、公用又は公共用に使用する場合
- (4) 報道機関が、報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請を要しないことについて市長が適当と認める場合

(使用の承認)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請がなされた場合は、その可否を決定し、諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃがーロードロゴマー

ク使用承認通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

- ２ 市長は、ロゴマークの適正な使用のため必要があると認めるときは、前項の使用の承認について、条件を付することができる。

（使用の制限）

第５条 市長は、第３条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しない。

- (１) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (２) 本市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (３) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがある場合
- (４) 特定の政治的、宗教的、思想的主張等に使用し、又は使用
するおそれがある場合
- (５) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和
２３年法律第１２２号）第２条に規定する営業又はその広告
等に使用する場合
- (６) 諫早市暴力団排除条例（平成２４年諫早市条例第２０号）
第１２条に規定する暴力団員又は暴力団関係者が使用する場
合
- (７) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場
合

- ２ 前項の規定は、第３条ただし書の規定により、ロゴマークを使用する者について準用する。

（使用期間）

第６条 使用期間は、使用の目的を達成するために必要な期間とする。ただし、市長は、期間を定めてその使用を終了させる旨の指示をすることができる。

（使用料）

第７条 ロゴマークの使用は、無料とする。

（遵守事項）

第 8 条 第 4 条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的に限りロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別記に定める仕様を変更して使用しないこと。
- (4) ロゴマークの使用に当たって、第 5 条第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した製作物等について、商標権及び意匠権を設定しないこと。

2 前項の規定は、第 3 条ただし書の規定により、ロゴマークを使用する者について準用する。

（使用内容の変更等）

第 9 条 使用者は、申請書に記載した内容を変更しようとする場合には、速やかに諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃが一ロードロゴマーク使用変更申請書（様式第 3 号）に必要書類及び製作物等の見本を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その可否を決定し、諫早市道の駅 2 5 1 いいもりじゃが一ロードロゴマーク使用変更承認通知書（様式第 4 号）により使用者に通知するものとする。

3 第 4 条第 2 項及び第 5 条の規定は、第 1 項の申請書の記載事項の変更の届出の場合について準用する。

（使用承認の取消し）

第 1 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項又は前条第 2 項の規定に基づく使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。
- (2) 第 4 条第 2 項又は前条第 3 項の規定により付した承認の条件に違反したとき。

(3) 第5条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき。

(4) 第8条に掲げる遵守事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消す場合は、諫早市道の駅251いいもりじゃが一ロードロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による使用の承認の取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わないものとする。

（事故、苦情等の処理）

第11条 ロゴマークの使用に関して、事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもと必要な措置を講じるものとし、市長は、その責めを負わないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

（準備行為）

2 ロゴマークの使用の許可に関し必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記

カラーの場合

(1) パターン 1



(2) パターン 2



(3) パターン 3



DIC-202
C:14 M:65 Y:100 K:0
R:200 G:101 B:0



DIC-217
C:93 M:19 Y:44 K:0
R:0 G:134 B:137

モノクロの場合

(1) パターン 1



(2) パターン 2



(3) パターン 3



C:0 M:0 Y:0 K:100
R:0 G:0 B:0

グレースケールの場合

(1) パターン 1



(2) パターン 2



(3) パターン 3



C:0 M:0 Y:0 K:80
R:89 G:89 B:89

第1号様式（第3条関係）

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

諫早市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名
連絡先
メールアドレス

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマークの使用に関する要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては同要綱を遵守します。

記

1 使用対象

2 使用目的

3 製作物等の種類

☐販売品 ☐非売品（配布物） ☐掲示物（展示物） ☐その他（ ）

4 作製数

5 使用計画（販売場所、配布先等）

6 添付書類

様式第2号（第4条関係）

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用承認通知書

令和 年 月 日

様

諫早市長
(公印省略)

令和 年 月 日付け申請のあった諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用の件について、下記のとおり通知します。

記

- 1 使用可否 承認・非承認
- 2 使用対象
- 3 使用目的
- 4 製作物等の種類
- 5 作製数
- 6 使用計画（販売場所、配布先等）
- 7 理由（非承認の場合）
- 8 承認条件

様式第3号（第9条関係）

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用変更申請書

令和 年 月 日

諫早市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者名

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマークの使用に関する要綱第9条の規定に基づき使用承認を受けた事項について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用承認年月日

2 使用対象

3 使用目的

4 製作物等の種類

☐販売品 ☐非売品（配布物） ☐掲示物（展示物） ☐その他（ ）

5 変更事項

変更前：

変更後：

6 変更理由

様式第4号（第9条関係）

諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用変更承認通知書

令和 年 月 日

様

諫早市長
(公印省略)

令和 年 月 日付け申請のあった諫早市道の駅251いいもりじゃがーロードロゴマーク使用事項の変更の件について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更可否 承認・非承認

2 使用対象

3 製作物等の種類

4 変更事項

変更前：

変更後：

5 理由（非承認の場合）

6 承認条件

様式第 5 号（第 10 条関係）

諫早市道の駅 251 いいもりじゃがーロードロゴマーク使用承認取消通知書

令和 年 月 日

様

諫早市長
(公印省略)

諫早市道の駅 251 いいもりじゃがーロードロゴマークの使用に関する要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり使用承認を取り消します。

記

- 1 承認年月日
- 2 使用対象
- 3 承認取消しの理由